

設計図書等保管サービス

令和2年3月から建築士法施行規則（第21条関係）が改正されて図書保存が見直されました。四号建築物は構造計算書等の設計図書および工事監理報告書を15年間保存することが義務付けられました。



設計が建築基準法第6条第1項第2号又は第3号に係る図書である場合	左記以外の場合	
	保存図書の追加 ・構造計算書等の一部(ただし書の計算書、壁量計算書等)	保存図書の追加 ・基礎伏図 ・各階床伏図 ・小屋伏図 ・構造詳細図 ・構造計算書等(構造計算書、ただし書の計算書、壁量計算書等)



@SD 株式会社エー・エス・ディ
Advanced Solution Design!

横浜市港北区新横浜2-5-14
TEL 045(478)2482
<https://www.asd-inc.co.jp>
sales@asd-inc.co.jp

工事監理クラウド



お問い合わせは
こちら

